〔災害復旧・復興対策〕

第２章

災害復興対策

第１節　復興に向けた基本的な考え方

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、府、市町村は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、府、市町村は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向等、中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

第２節　府における復興に向けた組織・体制整備

第１　復興対策本部の設置

府は、大規模災害からの復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

復興対策本部は、被害の状況、被災地域の特性等を勘案しながら、復興の方針及び復興計画を策定し、復興にむけた全体像を府民に明確に示すとともに、復興事業を計画的に推進する。

なお、復興対策本部は、復興事業を長期的、かつ計画的に実施していく組織であり、災害の応急対策、復旧対策を実施する災害対策本部とは、その目的、機能を異にする。しかしながら、復興対策は、被災後の応急対策、復旧対策から質的に変化しながら連続的に実施していくものであり、災害対策本部が実施する事務事業で、復興に関係するものについては、両本部が緊密に連携して推進していく。

〔組織〕

本部長　　知事

副本部長　副知事、政策企画部長

本部員　　危機管理監、報道監、危機管理室長、企画室長、総務部長、財務部長、府民文化部長、福祉部長、健康医療部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長

上記に加え、災害の状況に応じ、本部長が必要と認める関係者に対して、復興対策本部会議への出席を求めることができる。

なお、災害の状況に応じ、現地復興対策本部の設置を検討する。

第２　関係機関との調整

復興計画等の策定から実施にあたって、府は、国の「復興基本方針」や関西広域連合の「関西復興戦略」、市町村の「復興計画」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みと整合が図れるよう調整する。

また、国の復興対策本部及び復興現地対策本部が置かれた場合には、これらが行う総合調整と緊密な連携を図るものとする。

第３節　府における復興計画等の策定

第１　復興方針の策定

府は、大規模災害を受けた地域において、被害の状況、被災地域の特性等を踏まえ、長期的かつ計画的に復興が図られるよう、被災後速やかに「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第９条に基づく都道府県復興方針を定め、遅滞なく、公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、内閣総理大臣に報告する。

また、基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

１　大規模災害からの復興の目標に関する事項

２　大規模災害からの復興のために、府が実施すべき施策に関する方針

３　府における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

４　その他、大規模災害からの復興に関し必要な事項

第２　復興計画の策定

府は、迅速に復興が図られるよう復興計画を策定する。この復興計画では、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、基本理念や基本目標など復興の全体像を府民に明らかにする。なお、被災地域を区域とする市町村が「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定める場合には、当該市町村の希望に応じて共同して定めるものとする。

また、地域が一体となって復興を進めるためには、地域の合意形成が必要不可欠であることから、復興計画の策定に当たっては、専門的知見を有する有識者に意見を求めるとともに、市町村、住民、事業者等から幅広く意見を聴くこととし、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進に努めるものとする。

併せて、関西広域連合の復興計画等と整合を図るものとする。

第３　復興計画の内容

復興計画の内容は、災害の規模、被災の状況等を踏まえ定めることとするが、基本的な考え方として、規定事項を以下に例示する。

１　復興に関する基本理念

２　復興後のあるべき姿（基本目標・方向性）

３　復興計画の目標年次・プロセス

４　復興計画の対象地域

５　復興事業の推進方策

６　復興事業の進行管理

なお、必要がある場合には、復興計画の策定と並行して、個別に分野別の復興計画を策定するものとする。

第４　復興財源の確保

府は災害後の復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な財源確保を図るとともに、激甚災害の指定、災害復旧に係る補助や起債充当率の引き上げ、復興に係る特別交付税措置、復興基金の設置など十分な支援を国へ要望する。

第４節　市町村における復興に向けた取組み

１　市町村は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

２　市町村は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市町村は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」等、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

３　市町村は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標等、復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

(1)　復興計画の区域

(2) 復興計画の目標

(3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項

(4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項

(5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(6) 復興計画の期間

(7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第５節　関西広域連合における復興に向けた取組み

関西広域連合は、他分野事務局と連携をとり、職員派遣等による復興計画策定支援、復興に関するノウハウの提供、提言等を行う。

また、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、関西広域連合は、必要に応じて、関西全体の将来像を見据えた復興の指針となる「関西復興戦略」を策定する。